

価格高騰重点支援追加給付金 (7万円/1世帯)のご案内

- 価格高騰重点支援追加給付金 **(1世帯あたり7万円)** は、①住民税均等割非課税世帯や②令和5年1月以降に予期せず収入が減少したことによる家計急変世帯を支援する給付金です。

支給対象となる世帯 (①～③のいずれかにあてはまる世帯)

令和5年12月1日時点で与論町に住民登録されている世帯のうち世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」世帯
※ほかの市町村で同給付金を受けた世帯は対象外となります。



- ①価格高騰重点支援給付金(3万円)を口座振込で受給した世帯には、お知らせ文書を送付します。1月31日の振込日までお待ちください。

お手続き不要です。

- ②上記(①)以外の世帯で給付対象になる可能性がある方には、2月上旬に確認書を郵送いたしますので、必要事項を記入しご返送ください。

確認書を返送ください。



- ③令和5年1月2日以降に与論町に転入した方がいる世帯は与論町役場総務企画課までご連絡ください。
(申請に必要な書類等があります。)

申請が必要です。

返送：申請(②, ③の世帯)：令和6年3月29日(金)

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ①価格高騰重点支援給付金（3万円）を口座振込で受給した世帯には給付内容が書かれたお知らせ文書が届きます。【**お手続き不要**】
- ②価格高騰重点支援給付金（3万円）を受給していない世帯や現金受取の世帯には確認書が届きますので、必要事項を記入の上返送してください。【**お手続き必要**】
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- ③給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

与論町役場 総務企画課

☎ 0997-97-3111 平日8:30~17:15